

白井市指定管理者選定審査会審査手順

H17. 12. 26 (決定)	H21. 5. 29 (決定)
H18. 1. 10 (決定)	H22. 5. 27 (決定)
H18. 1. 18 (決定)	H24. 7. 27 (決定)
H20. 6. 24 (決定)	H30. 6. 13 (決定)
R01. 8. 8 (決定)	R05. 7. 20 (決定)

1 目的

この審査手順は、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査に当たり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2 基本的事項

- (1) 審査は、別に定める審査票に基づき、原則として、プレゼンテーション審査及び総合審査により行うものとします。
- (2) 審査票は、募集要項で定める事業計画書及び別紙1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づき審査施設ごとに作成し、審査会委員（以下「委員」という。）が客観的に判断できるよう審査項目ごとに審査基準を明らかにするものとします。
- (3) 審査票（審査項目、審査の視点、配点等）及び審査手順は、事前に審査会で検討し、決定するものとします。
- (4) 審査に当たっては、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算して「総評価点数」を算定し、指定管理者の候補者を委員の合議で選定するものとします。

同点の場合は、サービス等の評価点数の高い者を優先とします。

$$\boxed{\text{総評価点数}} = \boxed{\text{サービス等の評価点数}} + \boxed{\text{価格評価点数}}$$

- (5) 「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は90%、「価格評価点数」の配点は10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。
- (6) 審査に当たり必要と認められる場合は、審査会は、追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (7) 選定に係る審査会は、非公開とします。

3 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象団体

プレゼンテーション審査は、全ての申請団体について行うものとします。

(2) 申請資格等の確認

- ① 施設担当課は、資格要件、欠格事項、申請書類、財務要件について、申請資格の審査を行い、審査会に報告します。
- ② 審査会は、施設担当課が行った審査結果に異議がある場合は、施設担当課と協議の上、申請資格を判断するものとします。

- ③ 審査会は、資格審査で失格となった団体について、それ以降の審査は行わないものとしします。

(3) 審査方法

- ① 審査会は、申請書類に基づき、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑により、審査を行います。
- ② 委員は、申請団体の概要、事業計画、収支計算書等の説明及び質疑をもとに、別紙1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づいて、審査項目ごとに審査票に採点を行います。
- ③ 委員は、別紙2「配点及び採点方法」により採点を行うものとしします。
- ④ 委員は、申請書類やプレゼンテーションで不明な点、確認が必要な点などについて、直接、申請団体に対して、一問一答により質疑を行うことができます。
- ⑤ 委員がプレゼンテーション審査に出席できなかった場合は、原則として欠席委員の審査点数はないものとし、その決定は会議に諮って行うものとしします。

(4) その他

- ① プレゼンテーション審査は、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑を合計して、一団体につき60分以内とし、プレゼンテーションは、30分以内としします。
- ② 申請団体がプレゼンテーション審査に欠席した場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

4 総合審査について

(1) 審査方法

- (1) 審査会は、プレゼンテーション審査結果を基に委員の合議で総評価点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として決定します。併せて第2順位以降の候補者の順位を決定します。
- (2) 審査会は、評価結果とともに主な選定理由（審査過程での意見や審査結果の主な内容）をまとめます。
- (3) 最低評価基準点に達する申請者がいない場合は、審査会の意見は指定管理者の候補者となるべき者はないものとしします。
- (4) 最低評価基準点に達しない場合は、次のとおりとしします。
- ・サービス等の評価点数の合計点数が、最低評価基準点数（サービス等の審査項目数×5点×委員数）に満たない場合
 - ・団体の経営状況の審査項目の合計点数が、最低評価基準点数（5点×委員数）に満たない場合

5 第2順位者等の取り扱い

- (1) 市は、指定管理者の候補者として決定した者の指定議案が議会で否決された場合、又は指定管理者の候補者として決定した者が指定管理者として市から指定される前に辞退若しくは資格喪失などにより候補者でなくなった場合は、第2順位以降の者から順に候補者とすることができるものとしします。
- (2) 市が、指定管理者の候補者を指定管理者として指定した場合は、第2順位以

下の者は資格を失うものとしします。

- (3) 指定管理者の候補者が、指定管理者として指定を受けた後に辞退、資格喪失等により指定管理者となることができなくなった場合は、再募集を行うものとしします。

6 結果の公表

- (1) 審査結果は、別紙3「指定管理者候補者選定結果（公表例）」に準じて、公表します。
- (2) 公表する事項は、次のとおりとしします。
- ① 施設の名称
 - ② 主な選定理由
 - ③ 審査項目、審査の視点及び配点
 - ④ 候補者及び第2順位者として選定した団体の名称、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数
 - ⑤ その他の応募団体については、団体の名称（匿名）、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数

7 その他

- (1) 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる申請団体の審査には加わることができないものとしします。また、委員が審査時点で3年以内に申請団体の経営や運営にかかわっている場合は、審査に加わることができないものとしします。その決定は、会議に諮って決定するものとしします。
- * 経営や運営にかかわっている場合とは、企業等の取締役や理事等の役職にある場合、企業等の正社員として就労している場合、団体の役員となっている場合、正会員となっている場合をいいます。ただし、パートやアルバイトなどの非正規社員や、団体の会員以外で単に係わりのあった場合などは、除きます。
- (2) 審査の過程で疑義が生じた場合は、その都度審査会で協議し、決定するものとしします。

審査に当たっての基本的な考え方

1 団体の資格について

区分	審査の視点
資格要件	・募集要項で定める応募に当たっての資格要件を満たしているか。
欠格事項	・募集要項、条例で定める欠格事項に該当していないか。
申請書類	・募集要項で定める申請書類等に不備はないか。
財務要件	・募集要項で定める応募に当たっての財務要件を満たしているか。

2 事業計画書について

(1) サービス等の評価

①事業計画書による公の施設の管理が、市民（利用者）の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること

番号	審査項目	審査の視点
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。
2	市民サービスの向上方法	・市民サービス向上のための提案は適切か。
3	利用者ニーズの把握方法	・利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。

②事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること

番号	審査項目	審査の視点
4	サービス内容（自主事業）の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の提案は適切か。
5	緊急時の対応	・災害時・緊急時の体制は十分か。
6	利用促進の方法	・利用促進のための提案は適切か。
7	利用料金	・利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており提案は適切か。
8	管理運営経費の削減方法	・経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

番号	審査項目	審査の視点
9	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。
10	市内での市民活動実績とその活用	・(コミュニティ施設の場合)市民活動の実績はあるか。その活用の提案は適切か。
11	施設、設備の維持管理	・設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ・再委託の場合の計画（理由等）は適切か。
12	管理体制（職員の配置・研修計画等）	・職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。

④関係法令等を遵守するものであること

番号	審査項目	審査の視点
13	個人情報保護	・個人情報保護に対する取り組みは適切か。
14	その他の関係法令等	・公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。

⑤団体の経営状況について

番号	審査項目	審査の視点
15	団体の経営状況	・事業者の財務状況は健全か。 ・給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。

(2) 価格評価

番号	審査項目	審査の視点
16	指定管理料及び収支計画書（提案額の審査）	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。
17	指定管理料及び収支計画書（妥当性の審査）	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か ・指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。

配点及び採点方法

1 総評価点数

(1) 配点

- ① 審査会は、プレゼンテーション審査における総評価点数を基に、委員の合議により、指定管理者の候補者を選定します。
- ② 総評価点数は、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算したものをいいます。
- ③ 「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は90%、「価格評価点数」の配点は10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。

2 サービス等の評価点数の配点及び採点

- ① サービス等の審査項目における各審査項目の配点は、原則10点とします。ただし、「類似施設の運営実績」や「市内での市民活動実績とその活用」などの団体の実績の有無を問う審査項目については、5点とします。
- ② 審査項目数は、施設によって異なることから、満点は、募集の都度、定めることとします。
- ③ 採点は、以下の採点基準に基づいて行うこととし、点数は、1点刻みで採点することとします。ただし、団体の実績の有無を問う審査項目の上限点数は、5点とします。

採点基準	配点
・ 十分でない場合（下限点数）	0点
・ 適切である場合（基準点数）	5点
・ 適切であり特に優れている場合（上限点数）	10点

3 価格評価点数の配点及び採点

(1) 配点

- ① 価格審査項目に係る審査は、「提案額の審査」及び「妥当性の審査」の2項目で行うものとし、その合計点を「価格評価点数」とします。
- ② 価格評価点数における「提案額の審査」の配点は50%、「妥当性の審査」の配点は50%とします。

(2) 提案額の審査の配点及び採点

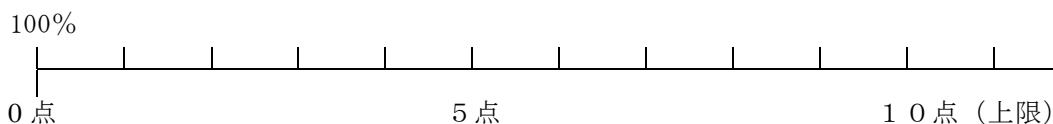
「提案額の審査」は、指定管理料の市の見込み額と提案価格との割合（減額率）により行うものとします。

〈計算式〉

$$\text{点数 (A)} = \text{上限点数} \times \frac{(\text{市の見込み額} - \text{当該申請者の提案額})}{(\text{市の見込み額} - (\text{市の見込み額} \times \text{上限の減額率}))}$$

- * 上限の減額率は、 %とする。
- * 点数が上限点数を超えるときは、上限点数とする。
- * 点数は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで求める。

例：上限点数が10点のときの配点



* 市の見込み額に対する提案額の割合が100%（市の見込み額と同額）の場合を0点とし、 %以上の場合を10点(上限)として、上記計算式で求める。

(3) 妥当性の審査の配点及び採点

- ① 妥当性の審査は、「適切であり特に優れている場合（上限点数）」を配点の満額とし、「十分でない場合（下限点数）」を0点とします。また、「適切である場合（基準点数）」は、上限点数と下限点数の中間の点数とします。
- ② 妥当性の審査の採点は、1点刻みで採点することとします。

例：総評価点数の満点を600点とした場合の上限点数の配点

